

## 輸入車の環境負荷物質の対応状況について

## 現在の適合状況

日本に輸入される欧州製造車、米国製造車及び韓国製造車は、現時点で EU ELV 指令の環境負荷物質要求\*に適合していることを確認しております。

\*：欧州議会ならびに理事会指令 2000/53/EC、EU 委員会決議による修正案 2008/689/EC に基づく

## &lt;参考&gt; EU ELV 指令 環境負荷物質要求

「2003年7月1日以降、市場に投入される車の材料・構成部品に鉛、六価クロム、水銀、カドミウムを含有させてはならない。ただし、下表の条件を除く。」

対象材料・構成部品	免除の範囲・期限	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
鉛 機械加工目的の鋼鉄 及び亜鉛めっきされた鋼鉄 最大 0.35w%	(期限未設定)	鉛 ガラス上以外の電子基盤 及び他の電気装備のハンダ	2010年12月31日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品
機械加工目的のアルミ 最大 2.0w%	2005年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	ガラス上の電気装備のハンダ	2010年12月31日 までに型式認可され た車両及びその交換 部品
鉛を含有するアルミ 最大 1.5%	2008年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	バルブシート	2003年7月1日まで に開発されたエンジ ン型式の交換部品
鉛を含有するアルミ 最大 0.4 w%	(期限未設定)	ガラス・セラミック合成物に鉛を 含む電気部品 電球(バルブ)のガラスと点火ブラ グの Glaze(ガラス塗膜)を除く	(期限未設定) エンジン圧電素子以外の 部品で、車両平均使用量 60g を超える場合は取り 外し義務あり
銅合金 最大 4w%	(期限未設定)	インフレーター等の 点火装置	2006年7月1日以前 に型式認可された車 両及びその交換部品
ベアリングシェル ブッシュ	2008年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	6 価 ク ロ ム 防錆コーティング	2007年7月1日まで に市場投入された車 両の交換部品
エンジン、トランスミッション、エ アコンプレッサーのベアリング シェル及びブッシュ	2011年7月1日まで。 それ以降は、同日までに 市場投入された車両の 交換部品	シャシー用ボルト及びナットの 防錆コーティング	2008年7月1日まで に市場投入された車 両の交換部品
バッテリー	(期限未設定)	モーターキャラパンの冷蔵庫	(期限未設定)
振動ダンパー	(期限未設定)	水 銀 ヘッドライトのディスチャージ ランプ	2012年7月1日まで に型式認可された車 両及びその交換部品
ブレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品	2005年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	インストパネルディスプレイの 蛍光管	2012年7月1日まで に型式認可された車 両及びその交換部品
ブレーキホース、燃料ホース、 エアベンチレーションホースの エラストマーの加硫剤及び安定剤、 シャシー装備のエラストマー/金属 パーツ、エンジンマウント部品 最大 0.5w%	2006年7月1日までに 市場投入された車両の 交換部品	カ ド ミ ウ ム 電気自動車のバッテリー	2008年12月31日ま で。それ以降は、同日 までに市場投入され た車両の交換部品
パワートレイン装備での エラストマーの接着剤 最大 0.5w%	2009年7月1日まで		

